

1. 奨学金給付事業

毎事業年度、以下のとおり奨学金を給付する。

(1) 奨学金の受給資格

主たる事務所が文京区内にある大学又は大学院に在学する者で、人物、学力ともに優れ、かつ向学心があるものの、経済的な理由により修学が困難な者

(2) 奨学金の給付期間と給付額

奨学金は大学及び大学院における正規の最短年限について、月2万円を給付する。

(3) 給付人数

大学生及び大学院生をあわせて平均10名。

(4) 奨学金受給の応募方法

本財団は主たる大学へ「奨学生募集要領」を配布することにより年に1回(4月)募集を行う。大学から推薦を受けた応募者は下記の書類を、大学を通して本財団の事務所に提出する。なお応募の締め切りは各年度5月25日とする。

ア. 奨学生願書(本人写真付)

本人の属性、奨学金を希望する理由など

イ. 奨学生推薦調書

大学(院)在学の者は、在籍する大学の推薦調書

ウ. 家族の所得を証明する書類

家族の合計所得を申告する

(5) 選考方法

ア. 奨学生希望者から提出された応募書類をもとに、選考委員による選考を行う。

イ. 選考結果の通知及び給付決定

奨学生予定者を選考し、奨学生として内定した旨を在学する大学に通知し、給付決定を行うものとする。

2. 奨学生の指導・交流事業

(1) 奨学生の集い

年4回、奨学生の集いを開催し、奨学金を直接給付し、学生生活や卒業後の進路、趣味などをテーマとした奨学生による意見交換や自由討議を行い、奨学生の指導を行う。

*募集要領については公益財団法人向上会 03-3814-0911 (株式会社養賢堂内) までお問い合わせ下さい。